

基安安発第0417001号
基安化発第0417001号
平成20年4月17日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
安 全 課 長
化学物質対策課長
(契印省略)

工業標準「化学防護服－防護服の液体化学物質に対する耐浸透性試験方法 外4件」
の制定に係る公示について

標記の工業標準については、別添のとおり厚生労働大臣及び経済産業大臣が主務大臣となり制定がなされ、平成20年4月25日付け官報に公示する予定である。

内容については、日本工業標準調査会ホームページ (<http://www.jisc.go.jp>) において閲覧に供することとされるので業務の参考とされたい。

なお、経済産業省各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部においても閲覧に供することとされるので念のため申し添える。

別添

日本工業規格

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成20年4月25日に下記の日本工業規格を制定したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成20年4月25日

厚生労働大臣 舩添 要一
経済産業大臣 甘利 明

記

制定された日本工業規格

化学防護服－防護服材料の液体化学物質に対する耐浸透性試験方法	T 8 0 3 3
化学防護服－防護服材料の液状農薬に対する耐浸透性（反発性，吸収性及び浸透性）の測定方法	T 8 0 3 4
固体粉じんに対する防護服－第1部：浮遊固体粉じんに対する微粒子防護用密閉服（タイプ5化学防護服）の性能要求事項	T 8 1 2 4－1
固体粉じんに対する防護服－第2部：微粒子エアロゾルに対する全身化学防護服内部への漏れ率試験方法	T 8 1 2 4－2
手持ちチェーンソー使用者のための防護服－第1部：チェーンソーでの切断抵抗性試験に用いるフライホイール駆動式試験装置	T 8 1 2 5－1

（内容省略）

備考 内容は、日本工業標準調査会ホームページ(<http://www.jisc.go.jp>)において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局標準企画室、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部並びに厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課又は安全課においても閲覧に供する。